

専用水道のてびき

印西市環境保全課

令和2年4月改訂

目次

1 はじめに	1
2 専用水道とは	2
3 設置者の義務	3
(1) 市への申請及び届出	3
(2) 維持管理	9
I 管理体制の整備	9
II 衛生管理	10
III 施設管理	11
IV 水質管理	12
V 薬品の管理	17
VI 健康診断	17
(3) 市への報告	18
(4) 市の指導等について	18
(5) 汚染事故等の緊急時の措置	18
資料	19
別表	19

1 はじめに

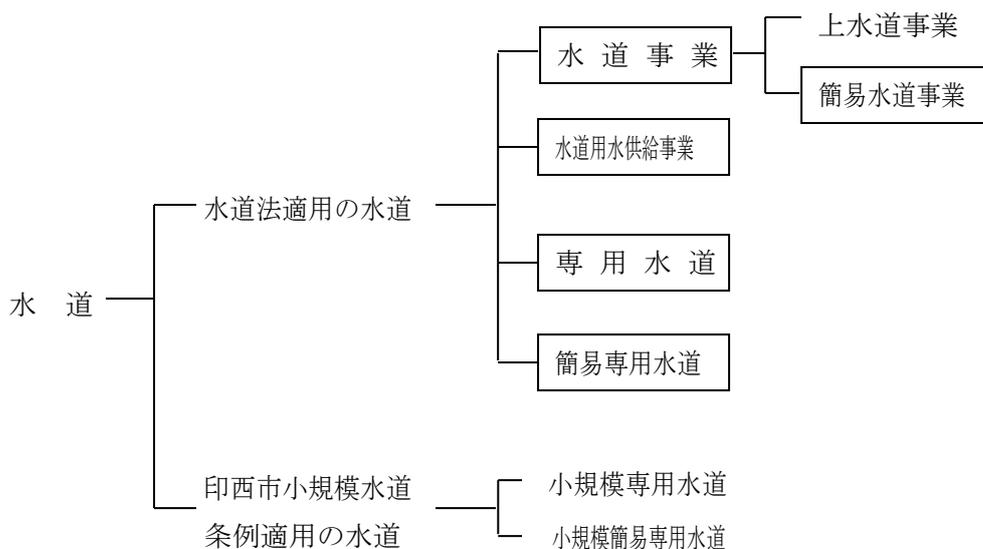
一般に「水道」と言えば県営水道や市町村営水道が挙げられますが、下図に示すようにいろいろな種類があります。

その中で、一般の需要に応じて供給するものでなく、100人を超える居住者に必要な水を供給する、あるいは1日に供給することができる最大の水量のうち人の生活に利用する水量が20m³を超えるアパート、マンション、団地、寄宿舎、社宅、療養所、老人ホーム、学校、レジャー施設等の自家用の水道も「専用水道」として法的に種々の規制を受け、衛生的で安全な水の供給が図られています。

専用水道も、県営水道や市町村営水道と同じように良質で豊富な水が供給されるものでなければならぬことは言うまでもありません。

そこで、専用水道を設置している者及びこれから設置しようとする者は、この「専用水道のとびき」を参考とし、諸届出や維持管理など飲料水の安全確保について万全の態勢でのぞむようお願いいたします。

水道の種類（「□」は水道法上の用語）



2 専用水道とは

- ① 自家用の水道で、100人を超える居住者に必要な水を供給するもの、あるいはその水道施設の1日最大給水量のうち、人の飲用、炊事用、浴用、人の生活に利用する水量が20m³を超えるもの。
- ② 水道事業者から供給される水のみ（浄水受水）を水源とする場合で、100人を超える居住者に必要な水を供給するもの、あるいはその水道施設の1日最大給水量のうち、人の飲用、炊事用、浴用、人の生活に利用する水量が20m³を超えるもので、次の場合には専用水道に該当します。
- (1) 口径25ミリメートル以上の導管全長が1,500メートルを超えるもの
または
- (2) 地中または地表の受水槽の容量が100m³を超える（六面点検できるものを除く）もの。

【用語の説明】

自家用

自己水源のみ又は自己水源と浄水を混合したもの

居住者に必要な水

継続的な生活を営むために必要な水

水道事業者

水道事業者とは、厚生労働大臣の認可を受け水道事業を経営する者をいい、千葉県水道局・印西市上下水道部・長門川水道企業団などが該当します。

一日最大給水量

一日に給水することのできる最大の水量です。
ただし、次の用途に使用される水量は除きます。

- 1 営農
- 2 プール（付帯設備を含む）
- 3 浴場（公衆浴場法許可対象施設に限る。付帯設備を含む。）
- 4 空調（適正に算出された水量に限る。）
- 5 食品等の製造工程（適正に算出された水量に限る。）

3 設置者の義務

- 専用水道の設置者は、「水道法」及び印西市の定める「専用水道取扱要領」により次のことが義務付けられています。

(1) 市への申請及び届出

① 新設工事や増設又は改造工事をする場合

少なくとも工事を着手する30日前に「専用水道布設工事確認申請書」により、市へ申請してください。

工事の着手は、市からの「専用水道布設工事確認通知書」を受けてから着手してください。

《申請フロー図及び添付書類》

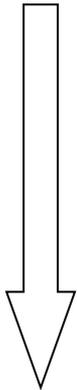
(設置者) 工事確認の申請

1. 専用水道布設工事確認申請書 (1号様式)

2. 水道工事設計 (計画) 書

《添付書類》

- ・水の供給を受ける者の数を記載した書類
- ・水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- ・水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする図面
- ・主要な水道施設 (次号に掲げるものを除く) の構造を明らかにする平面図、立面図及び構造図
- ・導水管きょ、送水管、配水管及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び断面図
- ・その他参考となる資料等
 主要な水理計算書及び構造計算書
 他法令の許可証の写し 等



(市) 受理、審査

3. 確認通知書

※受理してから30日以内に通知



(設置者) 工事着手



(設置者) 工 事 完 了



(設置者) 給水開始前の届出

4. 専用水道給水開始届出書 (第3号様式)

《添付書類》

・給水管末で51項目水質検査結果書

※給水管末での遊離残留塩素測定結果も記載すること。

① 給水開始前の水質検査は、新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓の水について、別表の水質基準項目の全ての検査(51項目)及び消毒の残留効果の検査を実施してください。

この場合、採水場所の選定は水道施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所(たとえば配水管の末端等の水が停滞しやすい場所)を選んでください。

② 給水開始前の施設検査は、新設、増設又は改造に係る施設(影響の及ぶ既設を含む)について水道法第5条に定める施設基準に適合していることを確認してください。

(設置者) 給 水 開 始



(市) 立入検査

・給水開始後の立入検査は新設、増設又は改造に係る施設(影響の及ぶ既設を含む)について実施いたします。

・以降、おおむね年に1回実施する定期検査時は、水源から末端給水まですべての施設を実施いたします。

② 設置者に変更のあった場合

譲渡等により、専用水道の設置者の地位が承継された場合には、新たな設置者が速やかに、市へ届出をしてください。

《申請フロー図》

(設置者) 届 出

1. 専用水道承継届出書 (第6号様式)



(市) 受理、審査

③ 既存の水道施設が専用水道に該当するに至った場合

A 専用水道でない水道が、水道施設の工事を行うことにより、給水人口が居住者100人を超えた場合や1日最大給水量のうち、人の生活に利用する水量が20m³を超えた場合、あるいは適用除外基準を満たさなくなった場合は、事前の確認が必要となるので、市への届出が必要となります。

工事の着手は、市からの「専用水道布設工事確認通知書」を受けてから着手してください。

《申請フロー図及び添付書類》

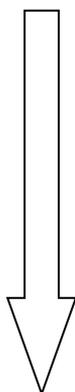
(設置者) 工事確認の申請

1. 専用水道布設工事確認申請書 (1号様式)

2. 水道工事設計 (計画) 書

《添付書類》

- ・水の供給を受ける者の数を記載した書類
- ・水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- ・水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする図面
- ・主要な水道施設 (次号に掲げるものを除く) の構造を明らかにする平面図、立面図及び構造図
- ・導水管きよ、送水管、配水管及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び断面図
- ・その他参考となる資料等
 主要な水理計算書及び構造計算書
 他法令の許可証の写し 等



(市) 受理、審査

3. 確認通知書

※受理してから30日以内に通知



(設置者) 工事着手



(設置者) 工事完了



(設置者) 給水開始前の届出

4. 専用水道給水開始届出書 (第3号様式)

《添付書類》

・給水管末で51項目水質検査結果書

※給水管末での遊離残留塩素測定結果も記載すること。

① 給水開始前の水質検査は、新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓の水について、別表の水質基準項目の全ての検査(51項目)及び消毒の残留効果の検査を実施してください。

この場合、採水場所の選定は水道施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所(たとえば配水管の末端等の水が停滞しやすい場所)を選んでください。

② 給水開始前の施設検査は、新設、増設又は改造に係る施設(影響の及ぶ既設を含む)について水道法第5条に定める施設基準に適合していることを確認してください。

(設置者) 給水開始



(市) 立入検査

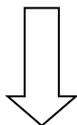
- ・給水開始後の立入検査は新設、増設又は改造に係る施設(影響の及ぶ既設を含む)について実施いたします。
- ・以降、おおむね年に1回実施する定期検査時は、水源から末端給水まですべての施設を実施いたします。

- B** 専用水道でない水道が、水道施設の工事を伴わず、給水人口が100人を超えた場合は、市への届出が必要となります。

《申請フロー図及び添付書類》

(設置者) 届 出

1. 専用水道届出書 (第5号様式)



《添付書類》

- ・ 専用水道となるまでの経過を記載した書類
- ・ 給水栓末端における全項目検査の結果を記載した書類
- ・ その他の書類 (工事確認申請と同等な書類)

(市) 受理、審査

④ その他申請事項に変更のあった場合

確認を要する工事以外の工事や技術管理者の変更、申請者の住所及び氏名の変更、水道事業所所在地の変更等確認申請書の記載事項に変更のあった場合は、速やかに、市へ届出をしてください。

《申請フロー図》

(設置者) 届 出

1. 専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書 (第4号様式)



(市) 受理、審査

⑤ 布設工事の着手を延期する場合

市から専用水道工事確認の通知を受けた後、工事の着手が予定日より長期に延期するとき (おおむね6ヶ月以上の延期) は届出が必要となります。

《申請フロー図》

(設置者) 届 出

1. 専用水道布設工事延期届出書 (第7号様式)



(市) 受理、審査

⑥ 布設工事の着手を中止する場合

市から専用水道工事確認の通知を受けた後、工事を着手せず、布設計画が消滅した場合は届出が必要となります。

《申請フロー図》

(設置者) 届 出

1. 専用水道布設工事中止届出書 (第8号様式)



(市) 受理、審査

⑦ 廃止する場合

給水人口の減少、施設規模の縮小又は消滅等により専用水道でなくなった場合、また、市から工事確認の通知を受けた後、工事が着手されたが、工事が取り止めとなった場合には届出が必要となります。

《申請フロー図》

(設置者) 届 出

1. 専用水道廃止届出書 (第9号様式)



(市) 受理、審査

(2) 維持管理

- 専用水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満足し良質な水を供給するため、以下のことに十分留意してください。

I 管理体制の整備

① 水道技術管理者の設置

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければなりません。その任免は、設置者が自ら行うものであり、法で定める資格を有するものであることを確認して選任してください。

【水道技術管理者の業務内容】

- (1) 水道施設が施設基準（法第5条）に適合しているかどうかの検査
- (2) 給水開始前の水質検査及び施設検査（法第13条）
- (3) 定期及び臨時の水質検査（法第20条）
- (4) 浄水場などの従事者の健康診断（法第21条）
- (5) 塩素消毒などの衛生上の措置（法第22条）
- (6) 給水の緊急停止（法第23条）
- (7) 給水停止命令による給水停止（法第37条）

【水道技術管理者の資格要件】

		実 務 経 験 年 数				根 拠 (施行令第6条)
水道技術管理者としての基礎教育を受けた者	専攻の種別	土 木 工 学		土木工学以外 の工学及び 理学・農学 医学・薬学	工学・理学 農学・医学 薬学以外の 学部・学科	
	学校の種別	衛生工学 水道工学 を専攻	衛生工学 水道工学 以外を専攻			
	新制大学院 大学の専攻課	1年以上 (6ヶ月以上)	2年以上 (1年以上)			第1項第2号
	新制大学	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)	
	旧制大学	2年以上 (1年以上)		4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)	
	短期大学 高等専門学校 旧専門学校	5年以上 (2年6ヶ月以上)		6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)	
	高等学校 旧制中学	7年以上 (3年6ヶ月以上)		8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)	
その他	・10年以上（5年以上）水道技術上の実務に従事した経験を有する者					第1項第3号
	・外国の学校において上記の学科目を、上記の規定のある学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者					第1項第4号
	・厚生労働大臣が認定する講習を修了した者					第1項第4号

注) 数次は、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数です。

但し、()内は簡易水道及び1日最大給水量が1,000立法メートル以下の専用水道を対象とします。(施行令第6条第2項)

② 図面等の整備

水道施設の維持管理を行っていく上で必要な配管系統図等主要施設の各種図面、書類及び日常的な管理や検査に必要な工具・機器等を整備保管しておいてください。

③ 記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び従事者の健康診断並びに水質検査を行ったときは、その記録を作成し保存してください。

また、水質検査を委託した場合は、契約終了後の委託契約書を保存する必要があります。

なお、保存期間は次のとおりですが、できる限り長期保存に努めてください。

・ 給水開始前の水質検査及び施設検査の記録 ・ 定期及び臨時の水質検査の結果 ・ 水質検査の委託契約書	5年
・ 定期及び臨時の健康診断の結果 ・ 施設の点検、清掃、修理等の実施記録	1年

④ その他

平常より水道施設や水源の監視を強化し、水源の種別等に応じ水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器を導入するなど、毒物劇物による汚染の早期発見に努め、水源又は施設の異常を発見した時は直ちに適切な対策が講じられるよう連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておいてください。

II 衛生管理

① 立入禁止措置	★水源及び各施設の周囲にみだりに人や動物が近づけないように、柵を設け、施錠をしてください。 ★一般の注意を喚起するように立札掲示をするなど必要な表示をしてください。
----------	---

<p>② 汚染の防止</p>	<p>★水源及び各施設の周辺は常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないよう留意してください。</p> <p>また、施設の構内においては、便所、廃棄物収集所、汚水溜等の施設は汚水のもれない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作、園芸、家畜等の放し飼い等をしないでください。</p>
<p>③ 残留塩素の保持</p>	<p>★給水栓末端における遊離残留塩素は常に0.1 mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は0.4 mg/ℓ）保持するよう消毒設備の調整を常に行ってください。</p> <p>★供給する水が病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を0.2 mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は1.5 mg/ℓ）保持してください。</p> <p>★消毒薬の予備を備えてください。</p>

III 施設管理

<p>① 定期点検</p>	<p>★専用水道施設各部（取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の各施設）について定期的に点検を行い、清潔の保持及び異常の早期発見に努めてください。</p> <p>水道施設点検表参照</p>
<p>② 水槽等の定期的清掃</p>	<p>★受水槽・高置水槽等は1年に1回定期的に清掃するほか、水あかや沈殿物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃し、消毒してください。</p> <p>なお、貯水槽清掃には特殊な器具類が必要なうえ、衛生的で安全な方法によらなければならないため、専門的な知識・技術を有する者として、「建築物衛生法」に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録業者を活用ください。</p>

IV 水質管理

専用水道により供給される水は、水質基準（別表）に適合しなければなりません。

専用水道の設置者は、次のとおり水質検査を実施し、給水栓の水が水質基準に適合しているかを確認し、適合していない場合はその原因を究明し対策を講じてください。

1. 定期の水質検査

<p>① 毎日検査</p>	<p>★色及び濁り並びに残留塩素について、1日1回以上検査を行ってください。</p>
<p>② おおむね1ヶ月に1回及び3ヶ月に1回行う定期の検査</p>	<p>★専用水道設置者は有資格者である水道技術管理者の関与の下、水道法施行規則に基づき定期の水質検査の項目及び回数等の実施計画を水質検査計画として定め、この計画に従い検査を実施してください。</p> <p>また、水質検査計画において検査回数を減じ又は省略する場合は、水源の種別並びにその状況及び過去の検査結果等から客観的かつ合理的に判断されることが必要であることに留意してください。</p> <p>なお、検査の回数を減じ又は省略することが可能とされた項目について、安全な水の供給が図られているか確認するために最低限行うべき水質検査の方法を次のとおり示しますので、参考としてください。</p> <p>検査頻度は、どのような水源を利用しているかによって異なります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><1>浄水受水の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表1の◎の付いた項目は省略できません。 なお、38及び46から51の項目については、連続的に計測及び記録がされている場合には3ヶ月に1回以上とすることができます。 ・別表1の○の付いた項目は、過去（1回）の検査結果で基準値の2分の1を超えていない場合、その項目の検査を省略することができます。 ・別表1の●の付いた項目は、浄水過程で使用する凝集剤等の薬剤や配管等の資機材等の使用状況を考慮し、給水を受けた後に濃度が上昇するおそれがない項目については、過去（1回）の検査結果で基準値の2分の1を超えていない場合、その項目の検査を省略できます。 ・省略のできない項目については、過去3年間の検査結果（ない場合は3年間の検査結果を集積す </div>

	<p>る。) から水質検査の頻度を決定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査を省略した場合には、水の供給を受ける水道施設設置者から水質検査結果を定期的に入手し、水質基準に適合する水が供給されていることを確認してください。 ・別表1の△の付いた項目は、過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下である場合は3年に1回、5分の1以下である場合は1年に1回まで回数を減ずることができます。 <p><2>深井戸の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表1の◎の付いた項目は省略できません。 なお、38及び46から51の項目については、連続的に計測及び記録がされている場合には3ヶ月に1回以上とすることができます。 ・別表1の△の付いた項目は、初回の検査結果が基準値の2分の1以下である場合は検査を省略し、おおむね3年後に水質変動がないことを確認してください。 ・別表1の○の付いた項目は、過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下である場合は3年に1回、5分の1以下である場合は1年に1回まで回数を減ずることができます。 なお、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を除く○の付いた項目については、過去3年間の検査結果がない場合は、初回の検査結果が基準値の5分の1以下である場合は1年に1回の検査を行い3年間の結果を集積し、その結果が全て基準値の10分の1以下である場合は3年に1回、5分の1以下である場合は1年に1回まで回数を減ずることができます。 <p><3>その他の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここに分類されるものは、原水の水質が変動しやすいと推定されますので、項目ごとの検査頻度及び省略に当たっては慎重に検討する必要があります。
--	---

2. 臨時の水質検査

専用水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある時に行うものです。

臨時の水質検査は、次のような場合に水質基準の全ての項目について検査を実施してください。

ただし、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度以外の検査については、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができます。

なお、臨時の水質検査を行った月は、おおむね1か月に1回行う定期の水質検査は省略することができます。

① 水源の水質が著しく悪化したとき
② 水源に異常があったとき
③ 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
④ 浄水工程に異常があったとき
⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
⑥ その他の必要があるとき

3. 水質検査計画

毎事業年度の開始前に、定期の水質検査の項目、採水場所、検査の回数及びその理由並びに検査を省略する項目についてはその理由、臨時の水質検査に関する事項等について水質検査計画を策定してください。

なお、水質検査計画に必要な事項は次のとおりです。

① 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの 原水から、給水栓にいたるまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項
② 定期の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由 水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、採水の場所、検査の回数に関する事項
③ 定期の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由 水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、省略する項目に関する事項
④ 臨時の検査に関する事項 臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等に関する事項

<p>⑤ 水質検査を委託する場合における当該委託の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 委託の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な検査項目 ・ 試料の採取及び運搬方法 ・ 臨時検査の取扱い ★ 委託した検査の実施状況の確認方法
<p>⑥ その他、水質検査の実施に際し配慮すべき事項</p> <p>水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性の確保に関する事項、関係者との連携に関する事項</p>
<p>⑦ その他、水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査等に関する事項</p>

4. 原水の水質検査

<p>① 原則として、全ての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期（降水、洪水、濁水等）に、年1回以上消毒副生成物（シアン化物イオン及び塩化シアンを除く。）及び味を除く基準項目について実施してください。</p> <p>なお、浄水受水専用水道並びに井戸等の自家用水源（一部及び全部）を原水とする施設であって消毒のみで対応できる専用水道については、必要に応じ実施してください。</p>
<p>② クリプトスポリジウム等対策として、厚生労働省の定める「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき管理を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 浄水受水以外の専用水道施設にあっては、原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）検査を実施してください。 ★ 指標菌が検出された場合であってかつクリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる浄水処理を実施していない施設については、施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。 <p>クリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる浄水処理を実施している施設については、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水以外の場合は、3ヶ月に1回以上、原水の指標菌検査を実施し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。 ★ 原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入の

ない被圧地下水の場合は、年1回原水の水質検査（①で原水の水質検査を実施した場合は、当該検査）を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の検査結果から、被圧地下水以外の水の混入の有無を確認する他、3年に1回、井戸内部の撮影等によりケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行ってください。

5. 水質検査の委託

① 水質管理を強化するためには、自己検査施設を設けることが最も望ましいですが、水質検査を委託して実施する場合は、地方公共団体の機関又は登録水質検査機関に委託してください。

なお、委託する水質検査機関を選定する際には、試料の採取地点から検査施設への試料の運搬手段や運搬経路にも着目し、試料の採取、運搬及び水質検査を速やかに実施できる水質検査機関であることを確認してください。

※ 登録水質検査機関については、厚生労働省水道課のホームページから情報を入手することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/index.html>

② 水質検査を水質検査機関に委託する場合は、次の事項が明記された契約書により、専用水道の設置者が水質検査機関と直接契約を締結してください。

なお、臨時検査の委託契約を定期検査の委託契約と別途締結する場合は、別途契約書を作成する必要があります。

- ★ 委託する水質検査の項目
- ★ 定期検査の時期及び回数
- ★ 委託に係る料金
- ★ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法（採取日程、採取地点、試料容器、採取方法、運搬主体及び運搬方法）
- ★ 水質検査の結果の根拠となる書類（分析日時及び分析を実施した検査員の氏名を示した書類、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書）
- ★ 臨時検査の実施の有無

③ 委託契約書をその契約の終了の日から5年間保存してください。

④ 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることを確認してください。

⑤ 試料の採取又は運搬を専用水道の設置者が自ら行う場合は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡してください。

V 薬品の管理

① 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等、関係法令・基準を遵守し、防毒面、塩素中和装置等の保安用具設備を整備しておいてください。
② 次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他浄水処理に使用する薬品については暗所に保存し、使用方法は適正に行うとともに、その使用量、保管量を記録するなどの薬品の安全管理には万全を期してください。
③ 次亜塩素酸ナトリウムには、高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、含有する臭素酸濃度を確認してください。また、長期間の保管により臭素酸濃度や塩素酸濃度が上昇するおそれがあるので、貯蔵期間、貯蔵温度には注意してください。

VI 健康診断

専用水道の設置者は、取水場、浄水場又は配水池等において業務に従事している者及びこれらの敷地構内に居住している者を対象として、次により定期及び臨時の健康診断を実施してください。

なお、健康診断の内容は、病原体がし尿に排泄される感染症（赤痢、腸チフス、パラチフス）の有無について行うこととし、感染症下痢症及び各種下痢腸炎等にも注意することが必要です。

病原体検索は主として便について行い、必要に応じ尿、血液についても実施してください。

① 定期の健康診断	★専用水道の設置者は、取水場、浄水場又は配水池等において業務に従事している者及びこれらの敷地構内に居住している者について、おおむね6ヶ月毎に行ってください。
② 臨時の健康診断	★検診対象者に病原体がし尿に排泄される感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、発生した感染症又は発生するおそれのある感染症について実施してください。

(3) 市への報告

- 給水開始届出及び専用水道届出を行った専用水道施設については、当面の間（1年間）、次表による水質検査を行い、その結果を市へ報告してください。

検査の種類		報告期限	報告様式
水質検査	毎日検査（色、濁り、残留塩素）	結果が判明した翌月の15日まで	水質検査月報用紙
	別表1に掲げる項目に係る定期の水質検査		検査成績書の写し
	原水の水質検査		
	臨時の水質検査	結果判明後速やかに	

(4) 市の指導等について

① 届出等の指導	設置者に届出及び維持管理の重要性を指導します。
② 立入検査・改善指導	市担当職員は、現地に入り、帳簿、水質、施設等を検査します。 また、検査の結果、衛生上問題がある場合等は、必要な改善措置を取るよう指導します。
③ 改善の指示・給水停止命令	専用水道施設が施設基準に適合しなくなり、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要があると認められる場合であって、改善指導に従わないときは、必要な改善をすべき旨を指示することがあります。 また、改善の指示に従わず、給水を維持することによって利用者の健康・利益を阻害すると認められるときは、改善するまでの間、給水の停止を命令することがあります。

(5) 汚染事故等の緊急時の措置

万一、災害、事故その他により水道水が汚染され、給水する水が人の健康を害するおそれがある時は、ただちに給水を停止し、関係者へ周知するとともに市へ連絡する等必要な措置を講じてください。

また、断減水が生じた場合はその旨を市へ報告するとともに、飲料水を確保するよう努めてください。

汚染原因を調査の上、必要な改善措置をとり、給水再開については、市の指導に従ってください。

別表 水質基準及び検査頻度一覧表

区分	No.	項目	基準	定期の水質検査の頻度及び項目(浄水受水)				定期の水質検査の頻度及び項目(深井戸)			
				おおむね月1回以上		おおむね3ヶ月に1回以上		おおむね月1回以上		おおむね3ヶ月に1回以上	
健康に 関連する 項目	1	一般細菌	100 個/ml以下	◎				◎			
	2	大腸菌	検出されないこと	◎				◎			
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下			○					○
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下			○					○
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下			○					○
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下			●					○
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下			○					○
	8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下			●					○
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下				△				○
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下		◎					◎	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下				△				○
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下			○					○
	13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下			○					○
	14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下			○					○
	15	1・4-ジオキサン	0.05 mg/l以下			○					○
	16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	0.04 mg/l以下			○					○
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下			○					○
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下			○					○
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下			○					○
	20	ベンゼン	0.01 mg/l以下			○					○
	21	塩素酸	0.6 mg/l以下		◎						◎
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下		◎						◎
	23	クロロホルム	0.06 mg/l以下		◎						◎
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下		◎						◎
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下		◎						◎
	26	臭素酸	0.01 mg/l以下		◎						◎
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下		◎						◎
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下		◎						◎
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下		◎						◎
	30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下		◎						◎
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下		◎						◎
性状に 関する 項目	32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下			●					○
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下			●					○
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下			●					○
	35	銅及びその化合物	1 mg/l以下			●					○
	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下			○					○
	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下			○					○
	38	塩化物イオン	200 mg/l以下		◎				◎		
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下			○					○
	40	蒸発残留物	500 mg/l以下			○					○
	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下			○					○
	42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下			○			△		
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下			○			△		
	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下			○					○
	45	フェノール類	0.005 mg/l以下			○					○
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下		◎				◎		
47	pH値	5.8以上~8.6以下		◎				◎			
48	味	異常でないこと		◎				◎			
49	臭気	異常でないこと		◎				◎			
50	色度	5度以下		◎				◎			
51	濁度	2度以下		◎				◎			

注：深井戸のフェノールについては、改正前の検査方法では基準値以下の値が確認できないことから、改正後の方法により測定した結果から頻度等を決定する。
また、深井戸の非イオン界面活性剤については、定量下限値以下の検査結果により頻度を減じることができる。

水道施設点検表（自己水源）

点 検 事 項		点 検 項 目		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	備考
水源	水源の状態	1	水源の清潔保持・汚染防止措置は適切か													
浄水設備等	浄水設備の状態	2	ろ過能力が過負荷とならないよう維持しているか													
		3	沈砂槽等の清潔保持・汚染防止措置は適切か													
		4	漏水・水圧等の対策は適切か													
ポンプ等設備	ポンプ等の状態	5	ポンプ室内は清潔に保持しているか													
		6	ポンプ類に異常な騒音・振動はないか													
		7	ポンプから水漏れしていないか（グランドパッキンの交換）													
給水管等の状態	8	給水管等に亀裂・漏水箇所がないか														
消毒設備	消毒設備の状態	9	注入量は適正であるか													
		10	液の漏れはないか													
		11	薬液タンクの液量は十分か													
受水槽・高置水槽の外観検査	水槽周囲の状態	12	関係者以外の立入禁止措置を講じているか													
		13	水槽の周囲は清潔に保持しているか													
	水槽本体の状態	14	亀裂・漏水箇所がないか													
		15	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないか													
		16	水槽の上床盤には、不要な設備、機器等が置かれていないか													
		17	マンホールの状態（立ち上げ・防水・施錠等）は適切か													
		18	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か													
		19	オーバーフローと排水ますとは直接連結されていないか													
	水槽内部の状態	20	水中及び水面に異常な物質がないか													
		21	汚泥、赤錆等の沈積物、内部の汚れ等に異常はないか													
22		給水施設以外の配管設備等が設置されていないか														
その他	貯水槽の清掃	23	清掃は年1回定期に行われているか	【清掃年月日】 年 月 日												
	定期の水質検査	24	定期の水質検査（おおむね6カ月ごと）は実施しているか	【検査実施日】 年 月 日 【項目】全項目・必須項目 【結果】適合・不適合（項目： ）												
				【検査実施日】 年 月 日 【項目】全項目・必須項目 【結果】適合・不適合（項目： ）												
健康診断	25	腸内細菌検査は年1回以上実施しているか	【検査実施日】 年 月 日 【結果】適合・不適合													

判定基準（○：良好 △：不十分 ×：不良）

水道施設点検表（上水受水）

点 検 事 項		点 検 項 目												備 考	
ポンプ等設備	ポンプ等の状態	1	ポンプ室内は清潔に保持しているか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		2	ポンプ類に異常な騒音・振動はないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		3	ポンプから水漏れしていないか（グラントパッキンの交換）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	給水管等の状態	4	給水管等に亀裂・漏水箇所がないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
受水槽・高置水槽の外観検査	水槽周囲の状態	5	関係者以外の立入禁止措置を講じているか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		6	水槽の周囲は清潔に保持しているか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	水槽本体の状態	7	亀裂・漏水箇所がないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		8	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		9	水槽の上床盤には、不要な設備、機器等が置かれていないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		10	マンホールの状態（立ち上げ・防水・施錠等）は適切か	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		11	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		12	オーバーフローと排水ますとは直接連結されていないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	水槽内部の状態	13	清掃は年1回定期に行われているか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		14	水中及び水面に異常な物質がないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		15	汚泥、赤錆等の沈積物、内部の汚れ等に異常はないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		16	給水施設以外の配管設備等が設置されていないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
水質検査	色	17	水に異常な色が認められないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
	濁り	18	水に異常な濁りが認められないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
	臭味	19	水に異常な臭気及び味が認められないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
	残留塩素	20	残留塩素は0.1mg/l以上保持されているか	/	/	/	/	/	/	/	/	/			

判定基準 （○：良好 △：不十分 ×：不良）